

平成20年度事業評価書（事前）要旨

担当部局名：
職業安定局首席職業指導官室
職業安定局介護労働対策室

評価実施時期：平成20年8月

事業名	介護労働者の人材確保及び雇用管理改善の支援																																		
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標 1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること</p> <p>施策目標 1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること</p> <p>施策目標 2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること</p> <p>施策目標 2-1 地域及び中小企業等における雇用機会の創出等を図るとともに産業の特性に応じた雇用の安定を図ること</p>																																		
事業の概要	<p>(1) 介護労働者の人材確保・定着促進に資する介護関係助成金の創設 雇用管理の改善を担う人材の雇入れ、介護業務未経験者の雇入れ、介護労働者の作業負担軽減のための介助福祉機器の導入等、介護労働者の雇用管理の改善に取り組む事業主等に対する総合的な支援を実施。</p> <p>(2) 雇用管理改善等援助事業の推進 介護労働安定センターの各支部において、雇用管理の改善に取り組む事業主等に対する専門的な相談援助等の実施。</p> <p>(3) 「福祉人材ハローワーク（仮称）」の創設等 福祉人材の安定的な確保が特に困難な大都市圏（東京、愛知、大阪）に福祉・介護サービス分野に特化したマッチング拠点である「福祉人材ハローワーク（仮称）」を設置し、潜在的有資格者等の掘り起こし、きめ細かな職業相談・職業紹介等の人材確保支援を行う。また、全国57か所のハローワークに「福祉人材コーナー（仮称）」を設置し、福祉・介護サービス分野の職業紹介等の人材確保支援を行う。</p>																																		
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 少子高齢化が進展する中で、福祉・介護サービスのニーズは増大している。一方、現状においては、介護労働者の賃金や介護業務に対する社会的評価が低いことや、キャリアアップの仕組みが構築されていない等の多岐にわたる問題を背景として、介護サービス分野における人材確保は困難な状況となっている。 こうした課題を克服し、高齢者をはじめ国民が安心して暮らすことができる社会の実現のためには、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が積極的に関与し、将来にわたって介護サービスの担い手の確保・定着を促進していくことが必要である。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;">無</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 今後とも少子高齢化が進展していく中で、全国的に介護サービスの需要が増大していくことが見込まれることから、地域により介護サービスの提供体制に格差が生じないように、国の責任において本事業を実施し、介護労働者の安定的な確保・定着を促進していくことが必要である。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;">否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 本事業のうち、介護労働者の雇用管理の改善に資する相談援助及び助成金の支給業務等について、政策的な相乗効果を上げる観点から、専門的なノウハウを有する指定法人介護労働安定センターにおいて一体的に実施することとしている。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%;">事業の有効性</td> </tr> <tr> <td>本事業は、助成金の支給を通じて福祉・介護サービス分野の雇用の確保・定着が促進されるとともに、介護福祉機器の導入等の促進により、雇用管理の改善が図られることが期待される。また、「福祉人材ハローワーク（仮称）」等におけるきめ細かな職業相談・職業紹介等により、福祉・介護サービス分野における安定的な人材の確保に資することとなるため、本事業は有効である。</td> </tr> </table>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他	(理由) 少子高齢化が進展する中で、福祉・介護サービスのニーズは増大している。一方、現状においては、介護労働者の賃金や介護業務に対する社会的評価が低いことや、キャリアアップの仕組みが構築されていない等の多岐にわたる問題を背景として、介護サービス分野における人材確保は困難な状況となっている。 こうした課題を克服し、高齢者をはじめ国民が安心して暮らすことができる社会の実現のためには、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が積極的に関与し、将来にわたって介護サービスの担い手の確保・定着を促進していくことが必要である。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他	(理由) 今後とも少子高齢化が進展していく中で、全国的に介護サービスの需要が増大していくことが見込まれることから、地域により介護サービスの提供体制に格差が生じないように、国の責任において本事業を実施し、介護労働者の安定的な確保・定着を促進していくことが必要である。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/>	否		(理由) 本事業のうち、介護労働者の雇用管理の改善に資する相談援助及び助成金の支給業務等について、政策的な相乗効果を上げる観点から、専門的なノウハウを有する指定法人介護労働安定センターにおいて一体的に実施することとしている。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="checkbox"/>	(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	本事業は、助成金の支給を通じて福祉・介護サービス分野の雇用の確保・定着が促進されるとともに、介護福祉機器の導入等の促進により、雇用管理の改善が図られることが期待される。また、「福祉人材ハローワーク（仮称）」等におけるきめ細かな職業相談・職業紹介等により、福祉・介護サービス分野における安定的な人材の確保に資することとなるため、本事業は有効である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他																																
(理由) 少子高齢化が進展する中で、福祉・介護サービスのニーズは増大している。一方、現状においては、介護労働者の賃金や介護業務に対する社会的評価が低いことや、キャリアアップの仕組みが構築されていない等の多岐にわたる問題を背景として、介護サービス分野における人材確保は困難な状況となっている。 こうした課題を克服し、高齢者をはじめ国民が安心して暮らすことができる社会の実現のためには、市場に委ねるだけでは不十分であり、本事業により行政が積極的に関与し、将来にわたって介護サービスの担い手の確保・定着を促進していくことが必要である。																																			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他																																
(理由) 今後とも少子高齢化が進展していく中で、全国的に介護サービスの需要が増大していくことが見込まれることから、地域により介護サービスの提供体制に格差が生じないように、国の責任において本事業を実施し、介護労働者の安定的な確保・定着を促進していくことが必要である。																																			
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/>	否																																	
(理由) 本事業のうち、介護労働者の雇用管理の改善に資する相談援助及び助成金の支給業務等について、政策的な相乗効果を上げる観点から、専門的なノウハウを有する指定法人介護労働安定センターにおいて一体的に実施することとしている。																																			
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/>	有	<input checked="" type="checkbox"/>																																
(有の場合の整理の考え方)																																			
事業の有効性																																			
本事業は、助成金の支給を通じて福祉・介護サービス分野の雇用の確保・定着が促進されるとともに、介護福祉機器の導入等の促進により、雇用管理の改善が図られることが期待される。また、「福祉人材ハローワーク（仮称）」等におけるきめ細かな職業相談・職業紹介等により、福祉・介護サービス分野における安定的な人材の確保に資することとなるため、本事業は有効である。																																			

(3) 効率性の評価

福祉・介護サービス分野における人材の確保・定着を促進するための手段として、雇用管理の改善に自ら取り組む事業主等に対して支援していくことが効率的かつ効果的である。
 本事業は、雇用管理の改善に取り組む事業主等を支援するとともに、専門的なノウハウを有する公共職業安定所、介護労働安定センター等の既存の組織を活用しつつ、最も低廉な方法により事業を実施するものであり、費用対効果の観点からも効率性を有するものである。

施策に関する
 評価結果の概
 要と達成すべき
 目標等

(政策等への反映の方向性)

評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。
 (概算要求額:10,501百万円)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	助成金を受給したことにより、当該事業所における雇用管理改善への取組が向上した事業主の割合(単位:%)	本事業は、助成金の支給等により、福祉・介護労働者の雇用管理の改善を図り、安定的な人材の確保・定着を促進することを目的としているため、本指標とした。
2	雇用管理等相談援助事業を受けた事業所において、本事業を受けて一年経過した時点における同事業を受けたときからの自己都合による離職率(単位:%)	本事業は、専門的な相談援助等により、福祉・介護労働者の雇用管理の改善を図り、安定的な人材の確保・定着を促進することを目的としているため、本指標とした。
3	福祉関連職業の充足率(単位:%)	本事業は、「福祉人材ハローワーク(仮称)」等によるきめ細かな職業相談・職業紹介等を通じ、福祉・介護サービス分野における安定的な人材の確保を図ることとしているため、本指標とした。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所: ・指標1は、助成金を受給した者に対し実施したアンケート調査(都道府県労働局調べ。)による。 ・指標2は、相談援助事業を受けた事業所に対し実施した追跡調査(財団法人介護労働安定センター調べ。)による。 ・指標3は、厚生労働省「職業安定業務統計」による。		
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		本事業と指標の関連についての説明
1	助成金支給決定件数(単位:件)	本事業は、助成金の支給により、福祉・介護労働者の雇用管理の改善を図り、安定的な人材の確保・定着を促進することを目的としているため、本指標とした。
2	雇用管理等相談援助事業に係る相談/情報提供件数(単位:千件)	本事業は、専門的な相談援助等により、福祉・介護労働者の雇用管理の改善を図り、安定的な人材の確保・定着を促進することを目的としているため、本指標とした。
3	「福祉人材ハローワーク(仮称)」等における相談件数(単位:件)	本事業は、「福祉人材ハローワーク(仮称)」等によるきめ細かな職業相談等を通じ、福祉・介護サービス分野における安定的な人材の確保を図ることとしているため、本指標とした。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所: ・指標1及び3は職業安定局調べによる。 ・指標2は(財)介護労働安定センター調べによる。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～	平成20年7月29日	介護労働者の人材確保及び雇用管理改善の支援